

## 伊丹市コミュニティ掲示板および掲示物取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊丹市が設置する伊丹市コミュニティ掲示板(以下「掲示板」という。)および掲示板に掲示するポスター類(以下「掲示物」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲示板の維持管理)

第2条 掲示板の日常点検については、原則として地元自治会が行い、落書、汚れ等の除去等簡易な維持管理に努めるものとする。

2 地元自治会長は、前項の規定による簡易な維持管理が困難であると判断するときは、その状況を速やかに市に報告しなければならない。この場合、維持管理に必要な経費については、伊丹市が負担する。

3 地元自治会長は、掲示期間の満了した掲示物または検印のない掲示物を発見したときは、直ちに撤去できる。

(掲示基準)

第3条 掲示板に掲示することができるものは、原則として、国、県、および市の行政情報ならびにその他公共的団体および自治会等の活動に係るものに限る。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、掲示することができない。

- (1) 公の秩序または、善良の風俗を損なうもの
- (2) 特定の政党または政治・宗教団体等の活動に係るもの
- (3) もっぱら特定の法人または個人の利益につながるもの
- (4) 集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの

2 掲示物の大きさは原則としてB3判(365mm×515mm)までとする。

3 掲示期間は、原則として2週間以内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限りでない。

- (1) 市民生活に重要な行政情報
- (2) 行政、地域による啓発ポスター

(掲示物の申請等)

第4条 掲示物を掲示しようとする者は、別紙様式により、市長に掲示許可申請を行い、検印を受けなければならない。ただし、地元自治会長が自治会等の活動に係るものと認めたものについては、この限りでない。

2 掲示物の掲示および撤去は、掲示しようとする者が行うものとする。

付 則

この要領は，平成13年10月1日から施行する。